

知っているようで本当は知らないEtc. ～ 『為替差損益』と『駐在員給料』

昨今の急激な円安の進行に伴い、ここ半年の間に日本円の人民元に対する為替レートは、7.8947 RMB/100 JPY (2012年10月31日：中間レート) から6.1408 RMB/100 JPY (2013年5月10日：中間レート) へと20%以上も変動しています。

今回は、この為替変動が中国現地法人にもたらす影響のうち、特に『為替差損益』と『駐在員給料』の二点について説明します。

1. 『為替差損益』

中国では、人民元が記帳本位貨幣とされています。そのため、現地法人における外貨建ての取引、および外貨建ての資産・負債など（以下、まとめて「外貨建取引」とします）については、人民元に換算し記帳する必要が生じます。『為替差損益』とは、外貨建取引を人民元への換算する際に適用する為替レートが変動することに伴って発生する利益・損失を指します。

日本においては、損益計算書上『為替差損益』は「営業外損益」に計上されますが、中国では「営業損益」の「財務費用勘定」に計上がなされます。昨今の大幅な為替変動に伴い、日本円建取引が多い日系の現地法人では、「財務費用勘定」が大きく変動する結果となっています。したがって、現地法人の「営業利益」について検討を行う場合には、日本で「営業外損益」とされる『為替差損益』が、現地法人の「財務費用勘定」に含まれていることに注意が必要となります。

2. 『駐在員給料』

日本から中国現地法人に出向している駐在員（以下「駐在員」とします）は、日本の社会保険継続等の関係上、日本本社から給料の大部分を支給され、現地法人からは、赴任手当相当額などの比較的少額な給料の支給を受けることが一般的といえます。

このような場合、駐在員の給料に為替変動がもたらす影響は、①中国の個人所得税額の変動に伴う現地法人の人件費負担額の変動、②駐在員が必要に応じて中国に持ち込む日本円の人民元換金額の変動の二点と考えられます。

具体的には、①は、昨今の大幅な円安に向けた為替変動に伴い、日本払給料の人民元換算額が減少することにより、中国の個人所得税額が減少し、結果として現地法人の人件費負担が減少することを指します。この点は、現地法人の財務諸表上、人件費発生額の減少として表れます。

②は、中国での駐在生活のために必要に迫られ、駐在員が日本払給料の一部の日本円を持ち込む際に、昨今の為替変動に伴い人民元換金額が減少することを指します。このことは、為替変動に伴って中国における駐在員の生活費の負担額が、実態としては増加していることを意味します。この場合、為替変動の影響が、現地法人の損益とは離れ会社側には見えにくい駐在員の私的な側面において発生していることから、会社側では焦点とされない場合があります。一方、駐在員にとっては生活に根差した問題でもあることから、出向時の労働条件の一つとして十分な検討が必要といえます（※）。

（※）上記は、一般的といえるケースを前提とした為替変動の影響を指摘させていただいているに過ぎず、各会社における為替変動の影響については、会社が規定する出向者の給料等のプランニングによって異なります。